

# 入院時食事療養費の改定に関するお知らせ

令和 8 年 5 月 1 日

平素より当院の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省による令和 8 年度の診療報酬改定に伴い、令和 8 年 6 月 1 日より入院時の食事代（入院時食事療養費）の標準負担額が以下の通り変更となります。

食材費の高騰や光熱費の上昇などを受け、全国一律で適用される改定でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 改定内容（1食につき）

期間	ご負担額（標準額）
令和 8 年 5 月 31 日まで	690 円
令和 8 年 6 月 1 日から	730 円

※上記は一般的な所得区分における負担額です。実際の負担額は、患者様の所得区分や加入されている医療保険、疾患の種類等により異なる場合があります。

## 2. 適用開始日

令和 8 年 6 月 1 日（月）のご提供分より（5 月を跨いで 6 月も入院継続される方にも適用）

## 3. その他

- 市町村住民税非課税世帯の方など、既に負担軽減の認定を受けられている方の負担額については、今回の改定により変更となる区分と、据え置かれる区分がございます。
- ご自身の正確な負担額や、軽減制度の対象かどうか等、ご不明な点がございましたら、病棟の入院会計スタッフまでお問い合わせください。

以上